

## 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金

### 【母子家庭の母並びに父子家庭の父の資格取得に給付金を支給します。】

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で1年以上のカリキュラムの修業を開始した場合に、修業期間に相当する期間(修業開始時期により上限があります)について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関での修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給することで、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする制度です。

### 【対 象】

市内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方が対象です。

- 1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある方
- 2) 対象資格に掲げる資格を取得するために養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- 3) 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められた方
- 4) 原則、過去に本制度(本市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む)を利用していない方

〔 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている方は対象となりません。 〕

### 【対象となる資格】

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・

(H26.4月～) 理容師・美容師・調理師・歯科衛生士・歯科技工士・言語聴覚士

(H28.4月～) 准看護師、社会福祉士、製菓衛生師

### 【支給期間】

養成機関における修業期間のうち4年まで(ただし、准看護過程から看護過程に進学する場合は、原則3年まで)

※平成24年4月1日以降に修業を開始した方

### 【支給金額】

#### 1. 高等職業訓練促進給付金

※ 市民税非課税世帯 月額 100,000円  
(修学期間の最後の1年間は月額140,000円)

※ 市民税課税世帯 月額 70,500円  
(修学期間の最後の1年間は月額110,500円)

\* 出席のない月は支給できません。

#### 2. 高等職業訓練修了支援給付金

※ 市民税非課税世帯 50,000円

※ 市民税課税世帯 25,000円

## 【支給時期】

### 1. 高等職業訓練促進給付金

申請の属する月から月単位として支給いたします。

### 2. 修了支援給付金

養成機関において修業を修了した日以降になります。

## 【申請方法】

### 1 事前相談

支給申請より前に事前相談が必要です。

(相談時において、申請に必要な書類を案内いたします。)

修業を予定している方、修業中の方はご相談ください。

《提出書類》

- 1) 高等職業訓練促進給付金事業の対象資格等事前相談調査書
- 2) 受講しようとする養成機関の資料等

### 2 支給申請

#### 1. 高等職業訓練促進給付金

申請は事前相談終了後、修業を開始した日以降に支給申請ができます。

《必要書類》

- 1) 高等職業訓練促進給付金支給申請書
- 2) 養成機関の長が発行する在籍証明書
- 3) 児童扶養手当証書の写し
- 4) 訓練延長給付等、趣旨を同じくする給付を受けていないことがわかる書類
- 5) 個人番号カード(または通知番号カード及び本人確認書類)

《児童扶養手当を受給されていない方等》

- 1) 高等職業訓練促進給付金支給申請書
- 2) 養成機関の長が発行する在籍証明書
- 3) 母又は父とその扶養している児童の戸籍謄本
- 4) 訓練延長給付等、趣旨を同じくする給付を受けていないことがわかる書類
- 5) 個人番号カード(いわゆるマイナンバーカード)または通知番号カード及び本人確認書類

《その他》

支給開始後は、定期的に養成機関の在籍状況等を確認するため証明書を求めます。

#### 2. 修了支援給付金

養成機関での修業修了日から30日以内に申請ください。

《必要書類》

- 1) 高等職業訓練修了支援給付金支給申請書
- 2) 養成機関が発行する修了証明書
- 3) 児童扶養手当証書の写し

4) 訓練延長給付等、趣旨を同じくする給付を受けていないことがわかる書類

<児童扶養手当を受給されていない方等>

- 1) 高等職業訓練促進給付金支給申請書
- 2) 養成機関の長が発行する在籍証明書
- 3) 母又は父とその扶養している児童の戸籍謄本
- 4) 訓練延長給付等、趣旨を同じくする給付を受けていないことがわかる書類

3 高等職業訓練促進給付金受給中の手続きについて

以下に該当することとなったときは、速やかに届け出てください。

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき
- ・城陽市から転出したとき
- ・修業を取りやめたとき
- ・同居者に変更があったとき
- ・受給者・同居の扶養義務者が課税又は非課税になったことにより、支給月額が変更となる時
- ・その他支給要件に該当しなくなったとき

過払い分が生じた場合は、さかのぼって返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

4 申請 届出先

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

【問 合 せ】

手続の方法や制度の詳細については、下記までお尋ねください。

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

電話 0774-56-4036 (直通)

Fax 0774-56-4060 (直通)

Eメール kosodate@city.joyo.lg.jp

\*メールアドレスには必ず件名をいれてください。